

議員提出第13号

文部科学省における「男女共同参画学習課」の存続、拡充と組織的位置づけの強化を国に求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 濱田 美弥

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

文部科学省における「男女共同参画学習課」の存続、拡充と組織的位置づけの強化を国に求める意見書

平成 30 年度文部科学省の組織改編に伴い、現行の「生涯学習局男女共同参画学習課」が、「総合教育政策局共生社会学習推進課」の中の「男女共同参画学習室」へ改編されることが公表されました。

わが国では男女共同参画社会実現に向け、内閣府特命担当大臣を設置し、平成 27 年には女性活躍推進法が成立し、新たな段階に入ったと言われていています。しかし、世界経済フォーラムの男女格差指数は年々低下し、平成 29 年度は 144 か国中 114 位と今までで最低の評価となりました。

わが国における男女共同参画はまだまだ道半ばで、人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解を深めるためには、教育・学習が極めて大きい役割を担っています。課名に「男女共同参画」を冠したものがなくなることは、都道府県・市町村の関連事業、予算の縮小にもつながりかねず、男女共同参画社会の後退が懸念されます。

さらに、男女共同参画は単に共生社会にかかわる事柄の一部ではなく、障がい、宗教、国籍、性指向や性自認などを貫く全てのことに関わることであり、「共生社会」という言葉に括られることで、男女共同参画の問題が部分的な扱いとされ、社会の課題として見えにくいものになりかねません。「共生社会学習推進課」内のひとつのセクションに留めるのではなく、文部科学省筆頭局の横断的な課題として組織的位置づけを強化し他領域と連携してこそ、十分な機能を果たせるといえます。

以上のことから、下記の通り要望いたします。

#### 記

- 1) 「男女共同参画学習課」を存続、または「共生社会学習推進課」の名称を「男女共同参画・共生社会学習推進課」とすること
- 2) 省内・局内の男女共同参画施策の推進にあたる「男女共同参画振興官」を置くこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 14 日

埼玉県吉川市議会

提出先  
文部科学大臣